

第6章 県民総ぐるみの子育て支援

第1節 ココロねっこ運動の推進

【現状と課題】

平成13年度から、子どもたちの心の根っこを育てるために大人のあり方を見直す県民運動として「ココロねっこ運動」を推進しています。

平成17年度に、痛ましい少年事件が連続して発生したことを受け、県民一人ひとりが身近な問題として受け止め、行動してほしいという願いから、知事からの緊急アピールが提案されました。この提案を具体的に展開する方策を協議する場として「長崎っ子を育む県民会議」が発足し、具体的取組をまとめた「長崎っ子を育む行動指針」が策定されました。

この「長崎っ子を育む行動指針」をココロねっこ運動の重点施策として、その普及と実践を推進しています。様々な団体の会議や研修会等での説明の機会を得て、平成20年度末までに310回、延べ38,102人の県民に実践を呼びかけました。

ココロねっこ運動の輪を広げるため、各団体の運動登録を推進しており、平成20年度末には3,020団体が登録しています。また、企業等での運動取組の調整役として配置を促進している「ココロねっこ推進担当員」は同年度末で381人います。

【具体的施策】

子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を次のような取組により、推進します。

(県民総ぐるみの推進)

- ・ 長崎っ子を育む県民会議によって検討され、ココロねっこ運動を各分野で実践するための具体的な取組をまとめた「長崎っ子を育む行動指針」の普及啓発に努めます。
- ・ 家庭、学校、地域団体、企業などが実践しているココロねっこ運動の取組を登録してもらい、ホームページで紹介することなどにより、運動の輪を広げる取組を進めます。
- ・ 県、市町、県青少年育成県民会議及び市町民会議の連携によるネットワークづくりを推進します。
- ・ ココロねっこ運動推進に関わるリーダー養成研修会を実施します。
- ・ 地域におけるココロねっこ運動の広報啓発、運動登録の呼びかけ、取組の報告等を行っていただく「ココロねっこ指導員」を県内各地に配置し、資質向上のための研修会を実施します。
- ・ 企業等において、社員の地域参画や子育てしやすい職場環境づくりの推進など運動の取組を推進・実践していただくための調整役として「ココロねっこ推進担当員」の配置を促進します。

(普及啓発・広報活動の推進)

- ・ 家庭、学校、地域、企業等各分野ごとの啓発チラシを作成・配付します。
- ・ 市町担当者、ココロねっこ指導員、地域リーダーによる普及啓発を推進します。
- ・ 報道機関に対して、地域での先進的、特徴的取組などについて積極的に情報を提供します。
- ・ 県、市町、各種団体の広報媒体を活用した広報活動を推進します。

(環境浄化活動の推進)

- ・ 子どもを有害環境から守る機運の醸成を図ります。
- ・ 携帯電話等のインターネット犯罪から子どもたちを守る施策を充実します。
- ・ 学校、PTA、健全育成会、子ども会、少年補導センター、メディア関係団体と緊密な連携を図ります。
- ・ 有害図書、がん具類等に係る立入調査を充実します。

(こども未来課)

第2節 家庭の日の普及

【現状と課題】

家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、昭和56年から提唱してきました。今後、共働き家庭が更に増加することから、家族のふれあいの機会が不足しがちになることが懸念されます。

【具体的施策】

県民が、毎月第3日曜日を標準として毎月1回「家庭の日」を定めて、家族のきずなを深めるように努めることについて、県民への周知啓発を行います。

(こども未来課)

長崎県青少年育成県民会議と連携し、家族団らんのための特典サービスを提供する「『家庭の日』ととくサービス」を実施する店舗の拡大、サービスの周知啓発に努めます。

(こども未来課)